

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十四年六月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護老人福祉施設 サン ヒルズ広島	広島市東区中山上一丁目 二四番一号	平成二十四年六月一九日
老人ホーム	きららラポール西御所	尾道市西御所町一三番三 〇号	平成二十四年六月一九日
病院	介護老人保健施設 ビロ ードの丘	尾道市因島中庄町一九五 五番地	平成二十四年六月一九日